

産業財産権情報基盤として 特許電子図書館(IPDL)

IPDLの利用状況

独立行政法人工業所有権情報・研修館 情報提供部長 **園 充**

PROFILE

1981年特許庁入庁、特許庁総務部情報システム室長を経て2011年1月より現職

1 はじめに

今年の6月3日に公表された「知的財産推進計画2011」において、今後のグローバルネットワーク時代の新たな挑戦を支える知的財産戦略として以下の4つの戦略が掲げられている。

- ・国際標準化のステータアップ戦略
- ・知財イノベーション競争戦略
- ・最先端デジタル・ネットワーク戦略
- ・クールジャパン戦略

この4つの戦略の中で共通して述べられているのが、「基盤整備」の重要性である。

ここで述べられている基盤には、制度基盤、組織体制基盤等様々なものがあげられるが、知財情報、産業財産権情報の基盤もその一つである。

特許庁が扱っている産業財産権情報は、大きく公報情報と出願等の経過情報に大別される。

公報情報には、最新技術情報を提供する公開公報情報と特許・登録された権利情報を提供する特許・登録公報があり、これらの情報を活用することにより、イノベーションの創出、企業戦略の立案等に大きく寄与している。

一方、出願等の経過情報は、出願された発明等が特許庁の審査等の段階においてどのような状態になっているのか、権利化された後の権利の状態が移転手続等でどう変化しているのかを表すもので、こちらも企業戦略の策定上極めて重要な情報となっている。

これらの産業財産権情報を広く一般に発信することにより、産業財産権情報の利用促進に大きく寄与して

いるのが特許電子図書館(IPDL: Industrial Property Digital Library)である。

IPDLは、皆さんもご存知のように特許庁において平成11年3月にそれまで専用端末でしか見ることができなかった公報情報等をインターネットを通じて一般のPCで照会できるようにしたものであり、その後蓄積文献を拡大するとともに、各種サービス機能を追加しつつ、現在に至っている。

なお、IPDLについては、平成16年10月に独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)へ業務移管され、現在はINPITで運営・管理している。

本稿では、我が国における産業財産権情報の情報基盤としての役割を持つIPDLの現況について紹介する。

2 IPDLの概要

サービス開始当初のIPDLに蓄積された産業財産権情報は明治以降発行された特許・実用新案、意匠、商標の国内公報、公開特許公報英文抄録(PAJ)及び諸外国の公報を中心に約4,500万件であった。

その後、蓄積されている公報の件数増加だけでなく、外国公報については蓄積対象国を増加させ、コンピュータソフトウェアデータベース(CSDB)、意匠公知資料等の非特許文献情報の格納等により、現在の蓄積件数は約8,040万件と増加の一途をたどっている。

また、サービス開始当初のサービス機能は、各種公報の番号照会、特許実用新案公報のIPC検索が中心であったが、その後、ユーザからの要望に応えるため公報書誌

情報のテキスト検索サービス、Fターム検索サービス、商標称呼検索サービス、明細書等の全文テキスト検索サービス、非特許文献であるコンピュータソフトウェアデータベース検索サービス等種々の検索サービスを追加提供してきている。

このような蓄積文献数の増加、提供するサービスの増加、利用回数の増加に対応するために、適宜サーバの増強が必要であり、4年程度を目処にサーバ等の更改を行っている。

今年の3月末にもサーバを更改する予定であった。

ところが、3月11日に東日本大震災が発生したことから、既存システムの安定稼働を優先するとともに、更改後のシステムへの最終システム移行確認を十分に行うこととしたため、サーバの更改時期を遅らせることとした。

このことにより、IPDLのサービスは大震災の際にも停止することなく、安定したサービスを提供することができている。

3 IPDLの利用状況

IPDLの検索回数は、インターネットの普及、各種サービス機能の追加等によりサービス開始以来ずっと右肩上がりが増えてきており、平成21年度には約1億1,892万回と1億回を超える回数を示した。

しかしながら、平成22年度にはサービス開始以降初めて前年度を大きく下回り、約8,600万回と前年度比38.3%減という数字になっている。

その状況について考察する。

図2を見ていただければ分かるように、IPDLの利用統計を日本語表示と英語表示で分けて統計を取ってみると、平成18年度以降の大きな伸びは英語表示に起因することが見て取れる。

IPDLでは英語版サービスを提供しており、主に海外ユーザからのアクセスがPAJの検索を中心になされており、この検索結果が英語表示としてカウントされている。

その英語表示が平成21年度には約3,847万回と大きく増加し、その結果として1億回以上という大きな検索回数となった。

表1 IPDLの文献蓄積数

文献の種類	文献蓄積数
特許・実用新案	約3,770万件
意匠	約530万件
商標	約730万件
外国文献	約2,900万件
その他（審判、CSDB）	約110万件
合計	約8,040万件

（2011年3月末現在）



その英語表示が平成 22 年度では一転して約 902 万回と前年比で 4 分の 1 以下になっている。

この減少が IPDL 検案件数全体の回数減となって現れている。

IPDL では利用者の管理をしていないため正確な利用者統計は取られていないが、IP アドレスから推定すると英語表示の検索は中国からのアクセスが極めて多く、英語表示の伸びの多くは中国人利用者からのアクセスであったと想定される。

一方、日本人の利用者のほとんどが日本語表示を利用しているものと考え、この日本語表示の回数が実際の日本人の IPDL 利用者と考えられる。

そこで、日本語表示だけを見てみると、平成 20 年度までは、前年度比 10% 程度の伸びを示していたのが平成 21 年度は前年度比 1.5% 増にとどまり、平成 22 年度には 5.6% 減と初めて減少に転じている。

つまり、見かけ上大きく増加傾向にあったと思われた IPDL の利用統計は平成 21 年度辺りから伸びが止まり減少に転じたと言える。

この減少の要因についての分析も詳細情報がないため

できていないが、出願件数が横ばいから微減となっていることと関連していることも考えられる。

また、一般に情報検索において習熟してくると少ない検索回数で欲しい情報を得ることが可能になることから習熟期に入りつつあること、あるいは、ロボットアクセス等の IPDL への不正アクセスを防止する機能をリリースしており、その結果として検案件数が減少したことも考えられる。

いずれにしても、今後の利用回数統計、特に日本語表示の統計がどのように推移していくのかを注視したい。

4 IPDL 利用の普及

INPIT では、IPDL の普及に向けて、初心者を対象とした IPDL 初心者向け講習会を、大学・企業または研究機関の研究者を対象とした検索エキスパート研修(中級)をそれぞれ開催している。

初心者向け講習会は無料で平成 23 年度は全国 7 ヶ所で計 10 回開催予定である。

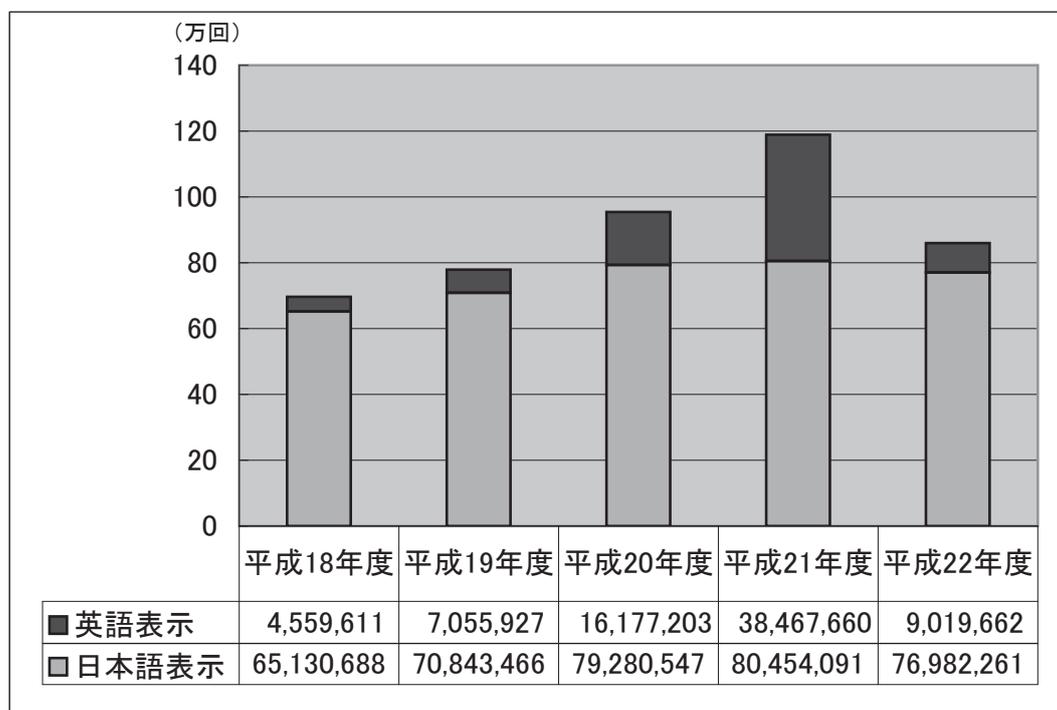


図 2 IPDL の利用統計

この講習会は企業等における新人研修としても利用できると考えている。

また、検索エキスパート研修（中級）は、受講料が必要であるが、単なる IPDL の操作だけではなく、審査官の検索ノウハウについても講義の中で提供している。

必要に応じ、是非このような研修の場を利用していただけたい。

詳細については INPIT ホームページ <http://www.inpit.go.jp/> を参照されたい。

5 IPDL の今後の計画

IPDL に求められるものは、海外への日本の産業財産権情報を発信していくこともさることながら、やはり日本人利用者のために産業財産権情報を提供するための電子図書館機能であると考えます。

したがって、今後 IPDL のサービス機能を充実させる際には、日本人利用者にとって有益である日本語テキストデータを蓄積し、利用に供することが中心に考えていくことが望まれる。

一方、IPDL は特許特別会計により運営されており、特許庁が保有する産業財産権情報を一般へ提供するという大原則があることも事実である。

これらを再認識しつつ、今後とも真に必要な産業財産権情報を的確に提供してまいりたい。